できるのに。これは表現の自由、憲法違反の可能性はないですか、大臣。

○石田国務大臣　公職選挙法第百四十二条の規定によるビラを含めた文書図画の頒布の制限については、表現の自由を保障する憲法第二十一条に違反しないとの判例があるものと承知をいたしております。

○後藤(祐)委員　それは町村だけ配れないという状態になる前はそうだったかもしれませんが、町村だけ配れないという今の状態は、また別の判断があり得るんじゃないでしょうか。

時間が来たので終わりますが、前回一段進めたことは私は評価します。ぜひ、この町村議会でのビラの頒布も認めていただけるよう、この場で与野党超えて議論を進めていただきたいということを御提案申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

○山口委員長　次に、田嶋要君。

○田嶋委員　無所属の会、田嶋要でございます。

きょうは差しかえでこうして質問の機会をいただきましたことを、委員長始め委員各位に御礼を申し上げます。ありがとうございます。

いろいろともう既に出ておりますけれども、来年が十二年に一度の選挙イヤーということもございますので、私も、かつてインターネット選挙運動の解禁などにもかかわらせていただきました。そうしたことの関連で、幾つかお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

きょうは、お手元に配付資料を配らせていただきましたが、けさ、もう一枚と思ったんですけれども、ちょっと間に合いませんでした。

先ほどもお話が出ましたけれども、いろんな選挙が当然連日行われておりますが、千葉の例を少し出しますと、きょうの朝刊で、昨日の選挙の結果が二つありまして、一つは、房総半島一番南端の館山の市長選挙、見出しが「投票率最低四七・七一％」、こういう見出しでありました。

この館山の市長選挙は、これはもちろん構図によって投票率は変わるわけでございますけれども、前回同様、現職と新人の争いだったわけですが、前回に比べて八・九九ポイント、ほぼ九％も落ちたという記事の見出しでございました。

他方、議員の選挙もきのうありまして、松戸の、大きな都市ですね、松戸の市議会議員選挙がございましたが、残念なことに、こっちの見出しも「投票率最低三六・一九％」ということでございます。

こちらも決して楽な選挙構図ではなくて、定数四十四人に対して何と十五人オーバーの五十九人が立候補していたということなので、四人に一人強が落選というような構図の中での戦い。本来であればかなりヒートアップしてもよさそうなものでございますけれども、こちらも最低の投票率ということです。

余り言いたくありませんが、千葉県は大体いつも投票率の低い三県か五県の中に入っちゃっているんですけれども、これを見ても、だんだん私たち議員もこういうニュースになれてきちゃっているんじゃないかなと。毎回最低を更新する、たまにそうでもないのもありますけれども。あるいは、我々国会議員は比較的投票率が高いけれども、地方選挙になりますと大変厳しいものがある。

一月前にも君津の市長選挙がございました。これも房総半島の南の方でございますけれども、五〇・五五％。これも事実上最低の投票率。最低ばかりなんですね。

大臣にまずちょっとお尋ねしますけれども、これは千葉だけじゃないと思うんですね。私は、せっかくの機会ですから、大変、ずっと危機感を持っておりますし、何とかせにゃあかん、これは民主主義が成り立たないんじゃないかなという思いを持ってございますが、大臣、率直な御感想をお聞かせください。

○石田国務大臣　この選挙制度につきましては、投票率の問題、それから立候補者の問題、だんだんと少なくなってきたとか、そういうことがあると思っておりまして、非常にゆゆしき問題だと考えております。

○田嶋委員　本当にゆゆしき問題で、選挙のときに投票に行きましょうといって車がぐるぐる回っているのを、私は非常にむなしい感じがして見ています。もっと思い切った本気の議論と、そして実行を、大臣とは全然違う分野ですけれども、再犯防止で基本法もつくらせていただきました。やはり議論して結果を出して法律をつくる、必要なら、ということをやらないと、本当にとまらないんじゃないかなという気がいたします。

そして、しかも今後のことを考えると、明るい展望が本当に開けるのかな、投票率に関して。私は、いろいろ人口減少とか高齢化を考えると、むしろますますこれから悪い材料の方がふえるんじゃないかなという感じがします。

きょうは余りやりませんけれども、先ほどもお話に出ました、小学校とかがくっついてきますと、私の選挙区も相当合併しているんですけれども、投票所が遠くなっちゃう、高齢者はもうそれで行かなくなってしまうという事態が今起きています。

こういうことを考えますと、私は、材料として、投票率が今後上向くような何か材料を大臣はお感じになっているか、あるいはマイナスの材料はどういうものがあるとお感じになっているか、お尋ねしたいと思います。

○石田国務大臣　投票率を上げるという意味ではありませんけれども、国民主権のもとで最も重要な基本的な権利の一つが選挙権の行使である、このことをやはり国民の皆さんに御理解をいただくことが大変重要であるというふうに考えております。

その上で、選挙の公平を確保しつつ有権者が投票しやすい環境をつくる、これは特に我々総務省がやっていかなければならない問題だと考えておりまして、これまでも、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所制度の創設とか、あるいは期日前投票時間の弾力化などの制度改正に取り組んできまして、それなりに投票率が上回って、成果を上げているというふうに考えておりますけれども、我々としては、投票環境の向上に向けた取組というのをしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○田嶋委員　民主主義にとっての国民の基本的な権利だということを幾ら言っても、やはりなかなか一人一人の有権者にはぴんとこないんじゃないかなと。

私の選挙区で実際に経験したことで一番効果があったのは、駅前の期日前投票所ですね。あれによってぽんと上がりました。今まで、どんなことをやっても全然上がらないし、我々が選挙に行ってくださいと当然やるんですけれども、やはりそれより何より、理屈抜きですよ、便利なところに投票所がもう一個あれば、投票に行くんですね。

じゃ、最終日の投票が全部移動しただけで投票率は上がらないのかというと、やはり全然そういうことはないです。データをまた今度の機会にお示ししたいと思いますが、確実にネットでふえているんですね。特に、やはり若い世代なんかも、そうした便利な場所にあれば、お買い物のついでに、だからお買い物と投票がセットの人がすごく多いわけですから。そういった場が、私は、たまたまそういう御好意のある企業さんというところだけじゃなくて、もうこれは、投票所は基本は駅前だぐらいの仕組みをつくっていかないと、小学校とかを基本にしていると減る一方だろうというふうに思います。

また、私の個人的な意見ですけれども、世界には、オーストラリアやシンガポールのように義務化をしている国もあるわけでありまして、私はちゅうちょはありますけれども、しかし義務化のメリットとデメリットはどうなんだということもぜひこれは含めて議論をする必要があるんじゃないか。それぐらい日本の投票率と民主主義が非常に危機的な状況にあると私自身は感じております。

配付資料の一枚目をごらんいただきたいと思います。

これは、たまたま、なぜか厚生労働省がこういうことをやっておるようでございますけれども、下の方では、我が国の国政選挙の投票率。国政選挙ですから、日本の全選挙の中で最も高い投票率でこんな程度でありまして、幸福度世界一とも言われているデンマークなどは八割を超えている、お隣の韓国も非常に高い投票率になっているということであります。

大変、こういう状況を、私たちは、もうなれっこになるのではなくて、危機感を持って変えていく。私は、石田大臣とぜひ一緒に、この機会に変えていきたいというふうに思っております。

上のデータも残念でありますが、よく政治への信頼のなさが低投票率につながるということも言われておりますけれども、日本は、残念ながら、特に議会に対する信頼が極めて低いということも、私たちも反省をしなければいけないのかなという感じがいたします。

そこで、次の質問をさせていただきますが、先ほど申し上げたインターネット選挙運動の解禁、これも実行するのに二十年かかりましたね。最初に法案を出してから、何度も法案を出して、毎回蹴散らされて、やっと実現しました。今席にいらっしゃいませんが、橋本先生などと一緒にやらせていただいたわけでありますけれども、二ページ目の資料をごらんください、インターネット選挙運動の公職選挙法の改正ということで、私もその場で答弁もやらせていただきました。

まず、政務官でいらっしゃいますね、政務官にお尋ねしますが、この選挙運動解禁を政府としてはどのように総括をなされているか。これは何か、不安ばかりがいっぱい出てきて、先ほどの、今度のインターネット投票の方と一緒だと思うんですが、もう二十年前から不安ばっかり出てきて、法案を出しても出しても潰れてきたんですよ。

でも、ふたをあけてみたら、どうだったですかね、どう見ているんですか、その結果を。そして、特に投票率が低いと言われている若い人たち、どういうような、投票率の向上があったのかなかったのかも含めて、可能な範囲で御答弁いただきたいと思います。

○古賀大臣政務官　お答え申し上げます。

インターネット選挙運動解禁の総括というお尋ねでございましたが、インターネットを利用した選挙運動の解禁は、選挙運動期間に候補者や政党が発信できる情報が飛躍的にふえることが期待できるということでございまして、政治と有権者の距離がより一層近くなるという点で大変有意義なことであった、こういうふうに考えております。

平成二十六年に総務省が実施いたしましたインターネット選挙運動解禁に関する調査によりますと、インターネット上の選挙情報を利用した人は、利用しなかった人に比べて投票へ行った割合が多いということ、また、インターネット選挙運動がもたらす影響といたしましては、若年層の投票率が向上すると答えた有権者の割合が最も多かったという調査結果が得られております。

また、平成二十九年の衆議院議員総選挙後に明るい選挙推進協会が実施した意識調査によりますと、回答者の八〇％以上がインターネット上の選挙運動等から得られた情報が投票の参考になったというふうに回答をいただいておりまして、また、若者世代につきましては、他の世代と比較いたしまして、選挙情報をインターネットから入手する割合が高い、こういう結果が得られているというところであります。

投票率につきましては、当日の天候でありますとか、あるいは選挙の争点など、さまざまな事情が総合的に影響するものと考えられるために、一概には申し上げにくいところではございますけれども、こうした調査結果を踏まえますと、インターネット選挙運動の解禁によりまして、一定程度、有権者の投票行動や投票率に影響があったのではないか、こういうふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○田嶋委員　おおむね導入してよかったということですよね。

じゃ、二回も三回も野党が法案を出しましたけれども、毎回だめでした。二十年かかりました。橋本さんがいたらもっとうなずいてほしいんですけれども、要は、世界の中で異常な事態が起きていたんですよ、この国だけは。要するに、インターネットがこれだけ普及しているのに、なぜか選挙のフェーズだけでは暮らしの中でインターネットは使えなかったということですよね。日常、みんながそれを使ってコミュニケーションしているのに、選挙の運動の関係だけは一切禁止という、本当に世にも珍しい国だったんですよ。その異常事態を解消したのが、何年か前のインターネット選挙運動の解禁だったわけですね。

そして、二十年間解禁できなかった理由は、やはり、いろんな意味での、変なサイバー攻撃の話とか、いろいろあったと思うんです、セキュリティーの心配とか。その辺はどうだったんですか。

○古賀大臣政務官　先ほどお答え申し上げたとおりでございまして、導入に至りましては、いろんな心配事もあったと思います。そういった中で、実施いたしましたところ、さっき申し上げた、こういった調査結果が得られたということで、有意義なものであったというふうに現在認識しているところでございます。

以上でございます。

○田嶋委員　いろんな悪かった事例は警察の方にお聞きくださいと言われましたので、余り詳しくは情報をお持ちでないかもしれませんが、恐らく、多分、先生方もおおむね、そんなとんでもない事態は余り聞こえてこなかったんですよ。もう何度も国政選挙をやっていますよね。だって、もともとは水や空気みたいな話なんだから、やれていないことが異常だったわけだから、その異常を是正しただけの話。世界じゅうどこでもやっていることが、ようやく二十年おくれでこの国でもできるようになった、ただそれだけのことだと私は思います。したがって、そんな大きな問題が起きていないこと自体が当たり前ですよ。

そして、ようやくそこまで来たけれども、しかし、石田大臣、ぜひ、ここからが大事なんですけれども、やはり、二十年かかるんです、この国は何をやるにも。そして、めちゃくちゃおくれちゃうんですよ、めちゃくちゃおくれちゃう。そのことを我々は戒めなきゃいけない。前、前に、イノベーション、いろんな意味での改革をどんどんスピードアップしてやりたいなというふうに思っております。

そこで、この資料二の下線の部分に、下線を引いたところ、ぜひ委員の皆さんも、これは我々が今抱えている問題でございまして、改正法の附則第五条というのは、いわば守られていないんですね。次回の国政選挙というのは、下に書きましたけれども、もうとっくに終わっている一三年の参議院選挙。次々回の選挙までに解禁についての検討というのは、もう二〇一四年です。これは、要するに、ネットを解禁したけれども、メールの、第三者メールに関してはいまだ禁止されているという、これは非常にいびつ。多分、それをわかっていらっしゃる若者なんてほとんどいませんよ。しかし、下手をすると法律違反をするような事態を我々立法府も放置をしているわけです。

これはやはり、政府も我々もセットになって、ぜひまた議員の協議会をつくるとか、あるいは閣法で出したって僕はいいんじゃないかなと思うんですけれども、大臣、その辺、大臣じゃないですか、政務官、どうですか、そこは。

○古賀大臣政務官　お答え申し上げます。

いわゆる第三者電子メールによる選挙運動についてのお尋ねということと承知いたしておりますが、この点につきましては、平成二十五年に成立いたしましたインターネット選挙運動に係る公職選挙法の改正ということでございますけれども、御指摘の点も含めまして、各党各会派による御議論を経まして行われたというところでございます。また、インターネット選挙運動解禁に当たりましてのガイドラインや、解禁後の諸課題の検討

を行う場として、各党協議会が設置をされまして議論がなされてきたという経緯があるもの、このように承知をいたしております。

したがいまして、この第三者の電子メールによる選挙運動の解禁につきましては、これは選挙運動のあり方にかかわる問題でもございますので、この件につきましては各党各会派において十分御議論をいただきたい、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○田嶋委員　もともと議員立法でございますので、そういったこともちろん大事でありますけれども、やはりこれは、もう本当に世界の常識が日本の非常識といういい例ですよ。しかも、ほとんど誰も意識していないけれども、メールだけは法律違反なんという事態をやはり直さなきゃいけない。

ぜひ、政府からも、そういったことに関する研究の動きもあってほしいし、みんなの力で、これを放置しているんですから、法律のこういう状況を。だから、ここを正していきたいということをぜひお願いしたいと思いますし、委員各位にも、橋本先生や浦野先生も当時一緒にやりましたけれども、ぜひ、みんなの力で、こんなこと、早くやりましょうよ、さっさとという気が私はいたします。

そして、時代は、もうメールよりも今はインスタグラムとか、そういう時代なんだから、余り影響はないと思いますよ。ただ、法律違反の穴をほっておくのはおかしいと私は思います。

そして、先ほどもお話が出ましたけれども、インターネットの投票であります。

ここが、私はやはり最後の行き着くところだと思うんですが、これも、平井卓也今の大臣が、一番最初に恐らくエストニアに行って研究されました。

私も、先ほどお話が出ましたけれども、この夏ようやく、五年越しの夢がかなって、インターネット投票の現状を見てまいりました。配付資料の三であります。これが先方とのやりとりの議事録の一部でございまして、私の質問も出ておるわけでございますが、これも、やったら別に普通にできたよという話なんです。しかも、十年もやっていて悪い話はないよというようなこともおっしゃっている。

ただ、先ほども指摘が出ましたけれども、なぜエストニア以外でやっていないのかというところも、私もひっかかるところなんですが、その質問をしたところ、一番下の下線ですが、要は、政治に対する信頼というか、電子投票が導入される以前から、国のサービスの電子化に対する、そういう信頼があるということで、そこはそのまま額面どおり受けとめていいのかどうかわかりません。

しかし、次の資料をごらんください。これは政府が出している資料でありますけれども、世界最先端のＩＴ立国、ちょっと下線を引き忘れましたけれども、三のところのちょっと下ですね。「今後五年程度の期間（二〇二〇年まで）に、世界最高水準のＩＴ利活用社会の実現」、こういうふうに書いてあるわけですね。

そうであれば、エストニアがやっていて、何で日本はできないんですか。人口百三十万人ができて人口一億二千万人はできないという確たる理由は、私はないと思います。

そういう意味では、先ほどからこの御指摘は出ておりますけれども、石田大臣、これはもう、大臣が大臣でいらっしゃる間に、ぜひこれを前に進めていきたい、お力をかしていただきたいと思うんです。

最後の資料をごらんください。

日本はどの程度世界のランキングがあるかということですけれども、これは早稲田がやっているランキングですが、七位が日本で、エストニアが四位です。日本もそこそこ上がってきているのは事実でありますが、しかし、まだまだでありますね。

世界で一番のＩＴ立国ということをうたうのであれば、平井先生も大臣をやっておられます、ぜひとも、これがやはりないと。先ほどの在外の投票のわずか二％の投票率なんていうのは、もう話にならないわけでありますから。大臣、最後にこの点に関しての覚悟を御答弁をいただきたい。もう機は熟していると私は思っております。

○石田国務大臣　この御指摘の問題については、先ほど来、他の委員の先生方からも御指摘をいただいておるわけでございまして、総務省としてもいろいろな課題も申し上げてまいりました。

そういう点も踏まえて、まずは在外選挙のインターネット投票について、着実に進められるように検討を加えてまいりたいと思っております。

○田嶋委員　大臣、まずは在外というのは、私は余り賛成しないんですけれども、ぜひエストニアをよく研究していただきたい。エストニアが全てではありませんよ。だけれども、やれている国があるんだから。私もようやく行かせていただきました。ぜひ、大臣にも政府にも研究していただいて、この人口減少の中で危機的な状況にある投票率、これを上げる最後の大きな手段としてインターネット投票を研究していただきたい、実行していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○山口委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、増加をしている期日前投票に関連して幾つか質問したいと思っております。

公職選挙法の第四十四条では、「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。」とあります。

大臣にお尋ねいたしますけれども、我が国は投票日当日投票所主義をとっております。例外として、期日前投票制度や不在者投票制度、在外投票制度があるわけです。この考え方について確認をしたいと思います。

○石田国務大臣　期日前投票制度につきましては、不在者投票数の増加に伴いまして、投票用紙を直接投票箱に入れることができないこと、投票用紙を内封筒及び外封筒に入れなければならないこと、外封筒に署名しなければならないことに改善を求める声が大きくなっていたことを踏まえまして、平成十五年に投票日当日における投票の例外として導入されたものと承知をいたしております。

○塩川委員　例外としての期日前投票の話がありましたが、投票日にみずから投票所に行って投票する、秘密投票の原則を貫き、選挙の公正を保たんとするのがもともとの投票日当日投票所主義であります。

最近の選挙を見ると、期日前投票が激増しております。九月の沖縄知事選挙を見ると、大型台風の影響もあり、投票日の繰上げを行うような自治体もあったわけですけれども、期日前投票者が当日の投票者数を上回る、有権者の三人に一人、投票者のうち五六％が期日前投票を行っておりました。

総務省の方に確認しますが、この期日前投票制度創設後の二〇〇五年総選挙の小選挙区と二〇一七年総選挙の小選挙区における投票者数、期日前投票者数、総投票者数に占める期日前投票者の割合を示してください。

○大泉政府参考人　お答え申し上げます。

期日前投票制度導入直後の国政選挙でございました平成十七年、二〇〇五年の衆議院議員総選挙における投票者数は約六千九百五十三万人、期日前投票者数は約八百九十六万人となっておりまして、投票者数に占める期日前投票者数の割合は約一二・九％でございました。

直近の国政選挙である平成二十九年、二〇一七年の衆議院総選挙におきましては、投票者数は約五千六百九十五万人、期日前投票者数は約二千百三十八万人となっており、投票者数に占める期日前投票者数の割合は約三七・五％でございました。

○塩川委員　ですから、昨年の総選挙も、四割近くが投票者のうちに占める期日前投票となっております。十年余りで二・三倍になっております。